

CRC と臨床試験のあり方を考える会議 旅費・宿泊費・謝金等に関する規程

(目的)

第 1 条 本規程は、一般財団法人 臨床試験支援財団（以下、「本財団」という）が主催する「CRC と臨床試験のあり方を考える会議」（以下、「CRC あり方会議」という）の準備・開催に要する旅費、宿泊費、謝金等に関わる必要事項を定めることを目的とする。

(対象)

第 2 条 本規程は、「CRC あり方会議」会議代表（以下、「会議代表」という）及び、会議代表が委嘱するプログラム委員、運営委員、優秀演題選考委員、並びにプログラム企画を担当する座長、シンポジスト、講師、パネラー等が「CRC あり方会議」又は「CRC あり方会議の準備のための会合」（以下、「CRC あり方会議会合」という）に参加し、各役割を果たすために必要な経費を対象とする。

(旅費)

第 3 条 旅費については以下のとおりとし、事前に旅費等申請書により、その内容を会議代表に提出し、了承を得るものとする。

- 1) 対象となる者の勤務先から会場までの公共交通機関の運賃とする。
- 2) 距離が 100km を超える場合には指定席運賃とするが、グリーン車は認めない。
- 3) 複数の経路がある場合には、時間的、経済的に最も合理的な経路及び方法により運営側が算出する。
- 4) 航空機を使用する場合には、必ず領収書を提出する。パック料金の場合も、同様に領収書を提出する。

(宿泊費)

第 4 条 宿泊費については以下のとおりとし、領収書を提出して上限 15,000 円の範囲で実費精算する。

- 1) 「CRC あり方会議」前日及び会期中で、会議代表が必要と認める宿泊
- 2) 最寄りの交通機関等では「CRC あり方会議会合」への参加もしくは終了後の帰宅が困難な場合、もしくはその可能性があり、事前に会議代表の了承を得ている場合
- 3) 宿泊費については地域差があるため、必要に応じて、会議代表が上限を変更することが出来る。

(謝金)

第 5 条 座長・演者等への謝金については、支払わないことを原則とする。ただし、以下の範囲で会議代表が必要と判断した場合には、別に定める基準にしたがって謝金を支

払うことができる。

- 1) 臨床研究以外の分野の専門家
- 2) 参加者に最新の有益な情報を提供するために必要な専門家

(参加費)

第6条 第2条の対象者は「CRCあり方会議」の参加費を免除する。ただし、参加費を免除される場合には、認定CRCの取得・継続に必要なポイントは付与されない。また、第2条の対象者及び主催者は情報交換会への参加を招待とする。

(その他の経費)

第7条 その他の諸経費については、以下のとおりとする。

- 1) 「CRCあり方会議会合」における日当については、一律3,000円とする。
- 2) 「CRCあり方会議会合」において、食事の時間帯には必要に応じて軽食等を用意する。

(経費支給の免除)

第8条 第2条の対象者が、所属機関の規程等により申し出た場合には、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条による経費の支給を差し控えることができる。

(規程の変更)

第9条 本規程は、評議員会および理事会の議を経て、理事長がこれを定める。

附則

本規程は2014年2月24日よりこれを施行する。

原案作成日：2014年2月13日

修正日：2014年2月24日